

会津大学ウェブサイトリニューアル業務に係る公募型プロポーザルの参加者を次のとおり募集しますので、公告します。

2021年9月27日

公立大学法人会津大学理事長 宮崎 敏明

## 1 業務の概要

### (1) 名称

会津大学公式ウェブサイトリニューアル及び運用業務委託

### (2) 内容等

「会津大学ウェブサイトリニューアル及び運用業務委託に関するプロポーザル募集要項」(以下「実施要項」という。)及び「会津大学公式ウェブサイトリニューアル及び運用業務委託仕様書」による。

### (3) 委託期間

#### ①ウェブサイトリニューアル業務

契約締結の日から2022年3月31日

#### ②ウェブサイト運用業務

2022年4月1日から2026年9月30日

### (4) 委託費の上限

#### ①ウェブサイトリニューアル業務

本体サイトリニューアル業務に係る額

10,450,000円(消費税及び地方消費税含む)

#### ②ウェブサイト運用業務

14,597,220円(消費税及び地方消費税含む)

計 25,047,220円(消費税及び地方消費税含む)

## 2 参加資格

参加表明書(様式第1号)の提出時から本業務委託契約締結日までの間、次の(1)から(8)までに掲げる条件をすべて満たしている者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと等、経営状態が著しく不健全な者でないこと

- (3) 公立大学法人会津大学契約事務取扱規則（平成18年4月1日規則第3号）第3条第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 国、地方公共団体、その他の公共団体又は企業の発注するウェブサイトデザイン制作業務を過去5年以内に3件以上（うち少なくとも2件は2年以内）元請けとして受注した実績を有していること。
- (5) 国、地方公共団体、その他の公共団体又は企業の発注するウェブサイト運用業務委託を過去5年以内に3件以上（うち少なくとも2件は2年以内）元請けとして受注した実績を有しており、本件業務を確実に履行できる者であること。
- (6) 本事業遂行にあたって、教職員からの要望徴取、経過報告等のための会議（月1～2回程度）にスタッフを出席させる体制が整えられること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

### 3 募集要項（本書）等の交付

#### (1) 交付資料

- ア 会津大学ウェブサイトリニューアル及び運用業務委託に関するプロポーザル実施要項（本書）
- イ 委託契約書（案）
- ウ 会津大学ウェブサイトリニューアル及び運用業務委託仕様書
- エ 会津大学ウェブサイトリニューアル及び運用業務委託に係る公募型プロポーザル提出書類様式(様式第1号から第8号まで)
- オ 公立大学法人会津大学契約事務取扱規則（平成18年4月1日規則第3号）
- カ [参考資料]会津大学公式ウェブサイト改修内容案
- キ 公立大学法人会津大学 案内パンフレット  
(<https://www.u-aizu.ac.jp/intro/guidebook/> 参照)

#### (2) 資料交付

資料については、以下の URL からダウンロードすること。

会津大学公式ウェブサイトトップ>一般・企業の方へ>入札関係>入札公告情報

URL: <http://www.u-aizu.ac.jp/public/tender/koukoku.html>

### 4 事業者の選定方法

当該公募型プロポーザル方式による事業者の選定にあたっては、複数の応募者から提出された提案内容、実績、能力等が明示された書類及びヒアリング（2021年11月17日（水）実施予定）により、その適性及び能力等を総合的に判断する。審査は2段階方

式とする。

第1次審査では、提出された書類について審査し、上位4社程度を選定する。

第2次審査では、第1次審査を通過したものに対してヒアリングを実施し、業務委託候補者を選定する。

## 5 その他

- (1) 当該提案に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募者から提出された書類は、返却しない。
- (3) 応募者から提出された書類について、本業務以外の目的には使用しない。
- (4) 応募者から提出された書類は、福島県情報公開条例第2条第2項に基づき情報公開請求の対象となる。
- (5) 応募や提案、契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。

## 6 送付先及び問い合わせ先

公立大学法人会津大学 事務局企画連携課 計画広報係

〒965-8580 福島県会津若松市一箕町鶴賀

電話 0242-37-2510 FAX 0242-37-2546

電子メール [cl-planpr@u-aizu.ac.jp](mailto:cl-planpr@u-aizu.ac.jp)